

鴻巣市運賃協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鴻巣市運賃協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 鴻巣市運賃協議会（以下「協議会」という。）を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 前号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の禁止行為)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 携帯電話を使用すること。
- (7) 席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、議長の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会議を公開しない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(議長の指示)

第6条 この規程に定めるもののほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

附 則

この規程は、令和6年1月26日から施行する。